

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	新燃料移動作業のための燃料交換機事前点検において、半自動運転モードにて指定場所の目標設定をしようとした際に、設定できない事象が発生したため、当該交換機用計算機ソフトウェアを調査・改修	D	
2	1号機	No. 1重油タンクの点検において、底板肉厚測定値に管理値外れが認められたため、当該タンクの底板を交換及び基礎部を修理	D	
3	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置用海水ストレーナ（A）の排出配管接続部のピンホールより海水のリーク（鉛筆の芯程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ出口フィルタ（B）のフランジ部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	計装用空気系除湿装置の出口露点計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該露点計を点検・調整	D	
6	2号機	復水脱塩装置の脱塩塔（No. 3・7・8）の出口導電率検出器接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	復水前置ろ過装置の逆洗時バイパス弁が全閉状態であるにも関わらず、逆洗時バイパス流量計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該流量計を点検・調整	D	
8	4号機	補助海水系ポンプ駆動用電動機（A）の冷却水流量スイッチの点検において、当該流量スイッチ用ケーブル接続箱内に水溜りが認められたため、当該ケーブル接続箱の扉シール用パッキン部を点検・修理	D	
9	4号機	残留熱除去系停止時冷却運転用配管の外側隔離弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・調整	D	
10	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-35）用スクラム入口弁のグラウンド部より水のリーク（1～2秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A、B）の油冷却器切替弁の点検実施項目に誤り及び点検長期計画表への実績記録に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	5号機	循環水ポンプ出口弁及び連絡弁の点検長期計画表に記載されている前回点検実績（実施時期）に誤記が認められたため、対応検討	B	
13	5号機	原子炉隔離時冷却系テスト可能逆止弁バイパス弁の開閉確認試験において、当該弁の開動作に通常より長時間を要した事象が発生したため、対応検討	C	
14	5号機	高圧注水系テスト可能逆止弁の起動時の開閉確認試験において、当該弁の開動作に通常より長時間を要した事象が発生したため、当該弁グラウンド部を点検・調整	C	
15	5号機	500kV超高压開閉所の北側入口扉に開閉動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	原子炉建屋換気空調系給気設備の冷却装置（A・B）入口弁もしくはバイパス弁のいずれかにシートリークが認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
17	5号機	原子炉建屋換気空調系給気設備の冷却装置（A・B）の入口側バイパス弁の操作時に弁棒が折損したため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	主発電機巻線冷却水出口温度記録計に打点印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
19	6号機	タービン建屋地下1階の北側ドレンサンプエリア上部に敷設されている機器ドレン系配管の保温材に一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	6号機	主発電機密封油装置用計器ラック内の弁接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	高圧復水ポンプ（B）の軸受振動記録計の前面カバー押え金具（2箇所中1箇所）の外れが認められたため、当該金具を取り付け	D	
22	集中環境施設	洗濯廃液系廃液サンプ（A）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで